

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書2ページ目の「イ 自然唖声専門家会議資料の作成」で、会議資料の作成を行うにあたり、法廷協議会と適切に打ち合わせて作成とあるが、その際、補足資料を含めエ、該当分野における専門的な知識は必要になりますでしょうか。</p> <p>ウ 自然再生専門家木々の運営において、スクリーン、プロジェクター、マイク、スピーカーの数の指定はありますでしょうか。</p>	<p>イ、自然再生専門家会議資料等の作成 仕様書P2イ、（イ）に記載のとおり、法定協議会から提出される事業実施計画等を自然再生専門家会議に諮るポイントを明確にすること、又、自然再生推進法に適切に則っているか、自然再生基本方針に概ね沿っているかなどを整理する作業を行うため、それらに関して一定の専門的な知識は必要となります。</p> <p>ウ、自然再生専門家会議の運営 指定はありませんが、スクリーン、プロジェクター、マイク（スピーカー付）各1台、追加マイク2本を想定しております。</p>
2	出席者（6名様）への飲料は指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、お茶を想定しております。
3	会議の際、昼食は不要という理解でよろしいでしょうか。また、現地視察、意見交換会の際の飲料、食事也不要でしょうか。	昼食、意見交換会の飲食、食事也不要です。
4	会場に出席する委員は1名程度で都内在住とありますが、1名が会場、そのほか11名はオンラインで参加という事でしょうか。そうすると、1名は謝金と旅費となり、その1名の方には旅費は仕様書に記述のある規定の準じて別途旅費を払いという事でよろしいでしょうか。	1名が会場、そのほか11名はオンラインで参加を予定しております。 1名は旅費と謝金、そのほか11名は謝金のみをお支払いします。旅費の算定は仕様書P2のウ、（エ）記載のとおりです。
5	意見交換会に係る資機材の数の指定はありますでしょうか。 （3）「打合せ」について、オンラインでの開催は可能でしょうか。	指定はありませんが、上記1と同様の数を想定しております。 打合せについて、環境省職員と協議の上、オンライン開催は可能です。
6	提案書の作成に当たりフォーマットなどの指定はありますでしょうか。	別添4が提案書の様式になります。
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

18		
19		
20		